

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年9月1日から実施する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所	(1)～(21)の2 (略)	保健所	(1)～(21)の2 (略)
生活衛生課長及び衛生環境課長	(21)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第14条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の5 <u>動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。</u> (21)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、 <u>第1種動物取扱業者登録簿</u> を閲覧に供すること。 (21)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項（ <u>同法第24条の4において準用する場合を含む。</u> ）の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の廃止等の届出を受理すること。 (21)の8 <u>動物の愛護及び管理に</u>	生活衛生課長及び衛生環境課長	(21)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第14条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (21)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、 <u>動物取扱業者登録簿</u> を閲覧に供すること。 (21)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の廃止等の届出を受理すること。

関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。

(21)の9 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(21)の10 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(21)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(21)の12 (略)

(22) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、犬若しくは猫を引き取り、又は引取りを拒否すること。

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第5項の規定により、市町村長に対し、犬又は猫の引取りに関し協力を求めること。

(24)・(25) (略)

(25)の2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(25)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項の規定による登録証の返納を受けること。

(25)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(25)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項(同令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納を受けること。

(25)の6・(25)の7 (略)

(21)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(21)の8 (略)

(22) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、犬又はねこを引き取ること。

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、市町村長に対し、犬又はねこの引取りに関し協力を求めること。

(24)・(25) (略)

(25)の2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第8項(同令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(25)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項(同令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の返納を受けること。

(25)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(25)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項(同令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納を受けること。

(25)の6・(25)の7 (略)

<p>(25)の8 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）<u>第3条第2号イ</u>の規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。</p> <p>(25)の9 特定動物の飼養又は保管の方法の細目<u>第3条第4号</u>の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。</p> <p>(25)の10 特定動物の飼養又は保管の方法の細目<u>第3条第4号ロ</u>の規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。</p> <p>(26)～(40) (略)</p>	<p>(25)の8 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）<u>第3条第1号イ</u>の規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。</p> <p>(25)の9 特定動物の飼養又は保管の方法の細目<u>第3条第3号</u>の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。</p> <p>(25)の10 特定動物の飼養又は保管の方法の細目<u>第3条第3号ロ</u>の規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。</p> <p>(26)～(40) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>